

令和2年3月美作市定例教育委員会会議録

開催期日	令和2年3月26日(木)		開催場所	作東総合支所 2階 応接会議室
開会時間	午前10時00分		閉会時間	午前10時43分
出席委員	教育長	大川泰栄	職務代理者	佐々木勇
	委員	平田邦義	委員	岡本美幸
	委員	万殿貴志		

会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
教育次長	山名浩二	次長	平田幸春
教育総務課長	宮前聖	学校教育課長	竹内龍一郎
社会教育課長	丸山健一	学校教育課課長補佐	甲本智之
社会教育課課長補佐	皆木いそ美	教育総務課係長	神原克紀

日程 第1 開会

午前10時45分、3月定例教育委員会を開会する。

- ・神原係長、失礼します。それでは、ただいまから令和2年3月美作市定例教育委員会を開催いたします。「日程第2 教育長あいさつ」大川教育長よりご挨拶をお願いいたします。

日程 第2 教育長あいさつ

- ・大川教育長、おはようございます。新型コロナウイルス感染症ですが、東京などでは感染者が非常に増えているとの事で、いろいろな状況が心配されています。兵庫県や大阪府でも感染拡大が懸念されており、市長からも出来る限り移動は避けてほしいとの市長メッセージが出される中ですが、子ども達の方は、なんとか無事に終了式を終える事が出来ました。日々薄氷を踏む様な思いで報告を受けていましたが、これからは始業式を迎える事になりますが、この事の対応等については協議会の方でお伝えしたいと思います。また、議会はすべての議案が可決し、昨日閉会いたしました。以上でございます。本日もよろしくお願いいたします。

日程 第3 会議録署名委員の指名について

- ・大川教育長、会議録署名委員に万殿委員を指名する。

日程 第4 教育長の報告

- ・大川教育長、専決第1号につきまして、美作市教育委員会会議規則第13条により委員の皆様にお諮りします。美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号にある「人事に関する事」とあることから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。

- ・大川教育長、それでは専決第1号については非公開案件とさせていただきます。

専決第1号 令和元年度末美作市立小・中学校県費負担教職員人事異動案について

【美作市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開】

- ・大川教育長、それではご質問がございませんので、専決処分のご報告とさせていただきます。

それでは、非公開案件が終了いたしましたので、非公開を解きます。

- ・大川教育長、続いて、報告です。

令和2年3月定例議会の一般質問について報告する。

日程 第5 議案審議

議案第14号 美作市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

- ・大川教育長、学校教育課長説明をお願いいたします。
- ・竹内課長、資料により説明する。

教育職員の働き方改革の推進に伴いまして、業務量の適切な管理等に関し、規則を定めるものでございます。令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)の一部が改正され、第7条において、勤務時間の適正な管理を行うとの事で、国において指針が定められました。文部科学省が平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定していましたが、指針に格上げされたものです。このことから都道府県、市町村教育委員会において規則を策定することになったものです。上限時間等の内容は、令和元年12月定例教育委員会での議案第29号にて可決いただきました、「美作市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」と同じ内容でございます。

- ・大川教育長、給特法において、教育職員は時間外勤務手当および休日勤務手当は支給しないと明記されており、その代わりに教職調整額を支給するとある訳で、時間外勤務手当が無い中で勤務をしてきております。その中で、学校として勤務時間とすべき事は何であるかを決めようとするものです。月の適切な時間外上限時間は45時間となっております。1か月の勤務日が21日程ですので、1日当たり2時間程度が時間外の目安となりますが、現在のところオーバーしても罰則はございません。今後、罰則も考えられるかもしれません。時間外の状況について、どの様な状況ですか。
- ・甲本課長補佐、平成30年度と令和元年度との比較でございますが、小中学校共に平均ですが、減少しています。特に中学校はかなり削減されておりますが、月45時間を超過している状況ですので、指導が必要でございます。業務削減というより、効率化が必要と考えております。
- ・大川教育長、何かご質問等よろしいでしょうか。それではご意見がございませんので、議案第14号につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょ

うか。

- ・各委員、よろしい。
- ・大川教育長、異議なしと認め、議案第 14 号を可決いたします。

議案第 15 号 語学指導等に従事する外国青年の任用、報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する要領を廃止する訓令について

議案第 16 号 美作市外国語指導助手任用規則の制定について

- ・大川教育長、議案第 15 号及び議案第 16 号について、一括上程といたします。教育総務課長説明をお願いいたします。
- ・宮前課長、資料により説明する。

語学指導に関して、中学校に派遣しています外国語指導助手（J E T プログラム）に関する事になります。本年の 4 月 1 日の会計年度任用職員制度の施行により、外国語指導助手においても嘱託職員制度から会計年度任用職員制度としての取扱いとなることから、嘱託職員制度時の要領の廃止、会計年度任用職員としての規則の制定となるものです。会計年度任用職員の休暇等の勤務条件については、既に条例、規則等で制定されていますが、外国語指導助手については、J E T プログラムとの兼ね合いもありますが、別に教育委員会規則として制定するものでございます。

- ・大川教育長、会計年度任用職員となつても報酬額については、変更ございません。また、待遇等については、J E T プログラムからの統一見解を基に定めております。
 - ・佐々木委員、J E T プログラムですが、効果はどうなのでしょうか。インターラックなどは、研修を受けた指導助手であるので心配はしていませんが。
 - ・宮前課長、J E T プログラムで派遣される指導助手は、日本語が話せない方などで、日本の習慣などもご存じで無い方もいらっしゃいます。また、本来の仕事内容の認識不足の方もいらっしゃいます。このような事から今年度は、インターラックの方をお招きし J E T の方の研修を実施しました。今まで伝えきれていないような内容についても伝えた方が良い事等のご指導をいただき、教育効果が高まるようご指導いただいた状況であり、改善を図っているところでございます。
 - ・大川教育長、インターラックさんは、日本の教育課程のすべてを英語訳にした資料にて、指導助手の指導をされていらっしゃいますので、勉強になったようです。また、来日直後の方においては、コンプライアンスの指導を徹底するようにしております。なお、令和 2 年度は、4 人の A L T 、2 人の J E T を配置し英語教諭と協力して英語力の向上を目指しております。
- 何かご意見等ございますか。ご意見がございませんので、議案第 15 号及び議案第 16 号につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
 - ・大川教育長、異議なしと認め、議案第 15 号及び議案第 16 号を可決いたします。

議案第 17 号 美作市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則について

議案第18号 美作市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

- ・大川教育長、議案第17号及び議案第18号について、一括上程といたします。教育総務課長説明をお願いいたします。
- ・宮前課長、資料により説明する。

美作市組織に関する規則の一部改正に伴いまして、教育委員会事務局に学校等設立準備室が設置されることから、美作市教育委員会事務処理規則の一部を改正するものです。学校等設立準備室に設立準備係を設け、分掌事務として「特別支援学校の設立準備等に関すること」「学校等（教育委員会所管のものを除く。）との協力・支援に関すること」になります。同じく美作市教育委員会事務決済規程においても、学校等設立準備室の設置による決済規程を改めるものでございます。共に令和2年4月1日の施行となっております。

- ・大川教育長、学校等となっていますが、公立学校以外、滋慶学園等の協力・支援の事でございます。

何かご意見等ございますか。ご意見がございませんので、議案第17号及び議案第18号につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

- ・各委員、よろしい。
- ・大川教育長、異議なしと認め、議案第17号及び議案第18号を可決いたします。

日程 第6 その他、

- ・大川教育長、日程第6その他に入らせていただきます。次回定例教育委員会の開催について。
- ・大川教育長、22日、水曜日、午前10時でよろしいか。
- ・全員、よろしい。
- ・大川教育長、それでは次回の定例教育委員会は4月22日、水曜日、午前10時からでお願いいたします。

日程 第7 閉会

- ・大川教育長、午前10時43分、3月定例教育委員会を閉会する。

会議記録者 氏 名	教育総務課 神 原 克 紀	会 議 錄 署	教育長 大川泰栄 委 員 万般貞志
--------------	------------------	------------	----------------------